

令和 6 年度（第 2 回）鳥取市国民健康保険運営協議会議事概要

1. 日 時 令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木） 午後 5 時 3 0 分～ 6 時 3 5 分

2. 会 場 鳥取市役所本庁舎 6 階 会議室 3、4

3. 出席者

委 員 西村^教会長、外山委員、有田委員、猪上委員、西村^清委員
横山委員、松田委員、高須委員、尾崎委員、今宮委員
森田委員、紅松委員

鳥取市 蔵増福祉部長、池上次長兼保険年金課長、池原収納推進課長、
梶医療費適正化推進室長、小森健診推進室長、藤本保険年金課課
長補佐、井上国民健康保険係長、細谷主事、中村主事

4. 会議状況

発言者	発言内容（要旨）
事務局	ただ今より、令和 6 年度第 2 回鳥取市国民健康保険運営協議会を開会します。開会にあたりまして、西村会長よりご挨拶をいただきたいと思います。
会長	失礼いたします。まず初めに、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、令和 6 年度第 2 回目の国保運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日は、令和 7 年度の国民健康保険料についての協議ということで招集させていただきました。令和 6 年度の保険料率は、県が求める納付金額が大幅に下がりまして、算出に必要な歳入を確保できる見通しとなったために、保険料率を据え置くという協議会からの答申を受け、議会でも承認されております。
	前回の国保運営協議会では、1 人当たりの医療費が増加する一方で、被保険者の減少により、保険料収入も減少しており、この先の国保財政は厳しい状況が予想されとの報告がありました。国民健康保険は、国民皆保険の根幹となるものですので、このたびの協議においても、安定した財政運営ができるよう、それぞれのお立場で率直な御意見をいただきたいと思います。また、遅い時間の会議となりますので、事務局には簡潔明瞭な説明を求めるとともに、委員の皆様におかれましても、円滑な進行の御協力をお願いいたします。
	それでは、本日の協議について、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。本日の会議ですけれども、山本委員と田中委員、それから池田委員、清水委員の 4 名の委員は、御都合により欠席という連絡をいただいております。また、水田委員の後任の推薦を鳥取市自治連合会にお願いしているところですが、今年度は後任の選出ができないという回答をいただいております。
	本日の会議につきましては、委員 1 7 名のうち 1 2 名の御出席ですので、会

	議は成立することを報告させていただきます。 なお、本日の議事要旨につきましては、委員の指名を伏せてホームページに公開することになりますので、御了承いただきたいと思います。 それでは、これ以降の日程につきましては、西村会長に議事の進行をお願いいたします。 それでは、議事録の署名委員の選出を行いたいと思いますが、本日の会議の議事録につきましては、西村委員と今宮委員に署名をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。 (西村委員と今宮委員の了承を得る) それでは、議事に入らせていただきます。協議事項、令和7年度国民健康保険料について、事務局より説明をお願いします。
会長	
事務局	(資料1のP1～2、資料2について説明)
会長 委員	ここまでの説明について、何か御質問・御意見はございますでしょうか。 1点だけ質問させてください。令和6年度の決算見込みで黒字に大きく寄与したのは、国保事業費納付金が5億8千万円減り、その中でも基礎賦課分が5億7,700万減ったことによるものと思っています。この辺りの説明が「4. 国保事業費納付金の動向について(資料1のP3)」だと思いますが、ここの考え方をもう少し分かりやすく御説明いただけたらと思います。
事務局	令和6年度決算見込みと納付金の影響ということで、よろしいでしょうか。 納付金のうち基礎賦課分は、鳥取県が県全体の医療費総額を推計し、保険給付に必要となる納付金の全体額を算出します。そこから、県によって市町村ごとに割当てられた納付金を支払うことになります。 この納付金が令和6年度に大きく減った主な理由としては、これまで県全体の被保険者数を多く見込み過ぎており、近年の減少傾向にあわせて適正な被保険者数へ修正したこと。それに伴い、県全体の医療費総額も減少することになるため、納付金の全体額も前年度から大幅に減少することになったものと県からは聞いております。 また、決算見込みですが、令和5年度は、納付金に対して現行の保険料率の設定が少し低過ぎるために、歳入不足となり単年度収支決算では赤字となっていました。しかし、今年度の決算見込みは、この納付金が大幅に下がったおかげで、現行の保険料でも歳出に対して必要な歳入を確保できる状況になったことから黒字を見込んでいます。
委員	すみません。結局、県は算出した県全体の納付金を、各市町村の被保険者数で割って、支払ってくださいと求めてくるということですか。
事務局	そうですね。納付金の額は被保険者数による按分だけでなく、市町村ごとの

委員	被保険者の所得水準や医療費水準によっても補正がかかります。
事務局	では、納付金は県の予想の医療費見込みの数字にかかってくるというところなんでしょうか。
委員	そうですね。県が算出する医療費総額によって、この納付金の基礎賦課分は変わってきます。
事務局	となると、基本的には、県に言われたとおりの額を納付するというような仕組みなんでしょうか。
委員	はい。納付金については、県が算定された額どおりに納付するということになります。
会長	分かりました。
委員	続いて、他の委員の方で御意見、御質問はありますか。
事務局	先ほどありましたように、5年度には基金2億円を取り崩して会計へ補填しているような状況から、6年度には納付金が急激に減額されて、保険料を据え置いても会計を賄えるような状況になった。納付金には細かい算定方法があるんでしょうが、県には何年か先を見越しながら、もう少ししっかりした計算をしていただきたい。6年度と逆に納付金が急激な増額になったときは、小さい市町村は振り回されるんじゃないでしょうか。県には、もうちょっとしっかりやって欲しいと伝えてください。これは意見です。
会長	御意見、ありがとうございます。
事務局	この意見はぜひ伝えておいていただきたいと思いますが、令和7年度の納付金を考えるに当たって、令和5年度や6年度の1人当たりの医療費が算定に関わってくるんでしょうか。
会長	はい。納付金の算定にあたっては、過去3年間の一人当たりの医療費の伸び率を勘案して納付金を算定することになっており、令和7年度の納付金は、令和3年度から5年度の一人当たり医療費を参考にすることになります。令和3年度と4年度の一人当たり医療費は、鳥取市でも3%程度の伸び率でしたが、令和5年度に5%を超える急激な伸び率をみせています。県全体でも令和5年度の一人当たりの医療費は、やはり5%を超えていると県からも聞いております。このような状況を県が勘案して、7年度の県全体の医療費がどれぐらい必要か積算した医療費総額によって、納付金も決まってくるところでございます。
会長	また、先ほど西村委員から御意見をいただきましたが、納付金が大きく変動すれば、やはり被保険者の方の保険料にも影響が及ぶところでもありますので、その辺は県と市町村との会議の際にも、鳥取市として、納付金の変動を抑制する仕組みづくりを県に要望しているところではあります。
会長	令和5年度の5%の伸び率というのは、やはりコロナ感染症の5類移行もあって、イレギュラーな部分があるかもしれませんが、国保だけの傾向ということではなく、5年度や6年度も被用者保険でも同じような傾向なんでしょうか。

委員	令和6年度の医療費は、まだ出ておりませんので現状ではお答えできないところです。また、令和5年度の医療費は、やはり傾向として、コロナの反動ということがあったと思います。
委員	令和5年度に比べて、令和6年度の医療費は比較的落ち着いて推移しております。まだ、あと4か月残っておりますが、今のところは、ほっとしているという感じでございます。
会長	ありがとうございます。資料1の2ページをみると、特に令和5年度の入院費用が伸びていますね。先生の中で、入院数の変動などは感じられていますか。
委員	そうですね。病院自体の稼働率を見ると、去年よりもかなり増えていています。また、ベッドが空いている病院が減ってるような印象を感じてます。
会長	ありがとうございました。それでは、ほかにないようでしたら、次に移りたいと思います。
事務局	(資料1のP3～4について説明)
会長	御説明ありがとうございます。1月上旬に県からの納付金の通知を受けて、保険料の審議、答申までの間は非常にタイトなスケジュールになります。そのため、その審議をする本年度の方針も、昨年と同様の方針で進めさせていただいてもよろしいかお諮りしたいと思いますが、何か御質問・御意見はございますでしょうか。
委員	鳥取県が算定する標準保険料率というのは、現状の保険料率より高いのでしたでしょうか。
事務局	県の標準保険料率は、現行の保険料率より若干高めです。
委員	分かりました。ありがとうございます。
会長	ほかは、いかがでしょうか。できるだけ財政運営安定化というところを、第一義に進めていきたいというところでございます。 また令和8年度には、子ども・子育て支援金なるものが上乗せされますので、それを踏まえまして、やはり標準保険料率から引き離されすぎないようにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	すみません。令和6年度の国保会計は何とか黒字が保てるようになったと。また、7年度の納付金は少し上がりそうだと。さらに8年度は、子ども・子育て支援金の関係があり、また保険料が上がりそうだというような推測のようでございます。そうすると、基本的には単年度収支の均衡が保てたら、一番いいわけですから、会長からありましたように、こちらでは県が決める納付金の予測がつかないので、先を見越して保険料を引き上げておくわけにもなりませんし、この方針でやむを得ないかと思えますけども、以上です。
会長	ありがとうございます。はい。では次の委員、お願いします。

委員	毎年この時期に、協議会へ保険料率について諮問されるんだろうと思うんですけども、この7年度の保険料率についての方針は、6年度と同様の方針でございますか。なかなかこの具体的な数字を拝見しても分からないところで、方針はこれでいいのではないかと思うんですけども、令和6年度の鳥取市の標準保険料率について教えていただけますか。
事務局	すみません。令和6年度の標準保険料率については、8月開催の運営協議会の資料には掲載はさせていただいているんですけども、その中で、令和6年度の被保険者のデータを基に一人当たりの保険料額を試算した場合ですが、県の標準保険料率の方が、鳥取市の現在の保険料率より2,000円ほど高くなる計算となっております。ただし、その状態でも、令和6年度の決算の見込みとしては、やや黒字となり収支の均衡がちょうど取れるぐらいになるだろうというところでございます。
委員	ありがとうございます。分かりました。
会長	はい。次の委員の方、どうぞお願いします。
委員	すみません。3ページのところで、子ども・子育て支援金の健康保険料への加算が、令和8年度からということですが、この支援金は、私たちは保険料とは別枠のものかなって思っているのですが、決算を出すときには、保険料とは別枠で出てくるということによろしいですね。
事務局	すみません。子ども・子育て支援金は、こういった形で国保のほうに割り当てられるのか、詳細がまだ国や県からも情報が入っておりませんで、ちょっと今時点ではっきりとお答えすることができません。
会長	ほかに、いかがでしょうか。 では、この方針で、事務局に諮問の資料を作っていただくということによろしいでしょうか。(各委員を確認し、同意を得る) それでは、この方針で審議ができますように、事務局には準備をお願いしたいと思います。 それでは、その他の項目に移りたいと思います。マイナ保険証の移行状況について説明をお願いします。
事務局	(資料3について説明)
会長	ありがとうございます。ただいまの説明について、御意見・御質問ございませんでしょうか。この12月から、マイナ保険証へ移行しまして、病院等はそのような状況でしょうか。何か混乱とかございますでしょうか。
委員	はい、多くの歯科医院については、マイナ保険証はすごく普及していると思います。当院においても、7割以上の方がマイナ保険証をお使いになられていますし、持っていらっしやらない方も、申請中という方がほとんどです。です

会長 委員	ので比較的、周知のほうはうまくいっているのではないのでしょうか。歯科に関しては、少なくともそのような状況です。 はい、ほかにいかがでしょうか。 私のところは、１２月から確かにマイナ保険証が増えた感じがします。この資料にあります国保の利用率だけで２０％というのはすごいなと思って、うちは１０月ぐらいまでの利用率は１５％ぐらいだったんですけども、１２月２日以降になると、まだ数字は出ていないんですけど、肌感覚としては、３０～４０ぐらいのパーセンテージかなというふうな感じがいたします。
事務局	それとですね、この資格情報のお知らせというのを、一緒に持って来られる方がおられまして、すでに国保も送ってあるんですか。 鳥取市の国民健康保険は、現行の保険証を持っておられる方には、まだ送ってはおりません。有効期限が切れる一斉更新のタイミングで、マイナ保険証を持っておられる方については、資格情報のお知らせをお送りするような形になります。１２月２日以降に、新たに国保に加入された方のうち、マイナ保険証の手続きができていない方には、資格情報のお知らせをお渡しすることになります。
委員 事務局	そうですか。分かりました。 すみません。補足ですが鳥取市の国保は、令和７年の７月３１日までがこれまでの保険証の有効期限となります。多くの方が、７月３１日までの保険証を今お持ちですので、その一斉更新のタイミングまで資格確認書や資格情報のお知らせは届いておりません。１２月２日以降に、例えば転入をして来られた方であるとか、被用者保険から国民健康保険に切り替わった方については、その段階でマイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書をお渡しさせていただいておりますので、まだ、今は国保の資格確認書をお持ちの方は、あまり多くないのかなと思います。
委員	また、資格情報のお知らせの方も同じでして、転入などで、新たに加入された方には、お渡ししてあるんですけども、多くの方はまだお持ちでないと思います。 あの、受付のトラブルが起こったとき、保険証を持ってきてなくて、マイナカードだけで来られた場合に、資格情報のお知らせが要するというふうに、僕は理解しておりましたので、早い機会に送られたほうがええんかなと思ひまして、来年７月の一斉更新までは送らないということですよね。
事務局	はい。国民健康保険はそうになっておりまして、どの自治体も同様です。どうもこれが、被用者保険はちょっと違うようですね。
委員 事務局	はい、違います。すべての加入者へ送っています。 そうですね。被用者保険は、もうすでに全員に、マイナ保険証を持っておられる方も、持っておられない方にも、全員に資格情報のお知らせを送るように、国のほうがそういう仕組みにしているようです。ただ、国民健康保険について

会長	は、鳥取市だけではなくて、ほかの市町村も同じように、今の健康保険証の有効期限までは、それを使うことができるので、マイナ保険証をお持ちであっても、資格情報のお知らせは、まだ送っていないという状況になっております。 医療機関などの窓口でマイナ保険証が使えないときは、資格情報のお知らせをセットで持っとかないといけないということですね。
事務局	そうですね。
委員	ちょっと補足なんですけど、歯科に関してですが、大抵の患者さんは、マイナンバーカードと保険証の両方持ってこられます。 また、歯科というのはほとんどが予約制なので、あんまり受付でのトラブルが起きづらいです。でも、医科の先生方は大変だと思います。受付が予約制というわけではないので、どんどんと患者さんがいらっしゃって、マイナンバー処理機に問題などが発生したときは、やっぱりちょっと医科と歯科の場合は、その辺が違うかなというふうには思います。
会長	ありがとうございます。ほかに何か御意見はございませんでしょうか。今日のニュースでもマイナ保険証の解除申請件数の話題が流れていましたが、このまま順調に移行していけばいいなと思いますね。
事務局	ほかに事務局から、何かございますでしょうか。 最後に1点、先ほども、資料1で今後のスケジュールをお伝えさせていただきましたが、年明けの令和7年1月23日午後1時30分から、第3回の国保運営協議会の開催を予定させていただいております。また、開催通知は、追って送付させていただきますので、皆様、ご予定をよろしくお願いいたします。
会長	はい。次回ですね、保険料率の協議ということになりますので、皆さんお忙しいと思いますけども、御出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。 では、会を閉会いたします。ありがとうございました。
閉会 午後6時35分	

この会議録は、協議会の決定事項等と相違ないことを証明する。

令和7年 月 日

会議録署名委員

会 長 西村 教子

署名委員 西村 清太郎

署名委員 今宮 幸樹